



鳥取県公報

平成16年12月6日(月)

号外第185号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等(970) (行政経営推進課).....	1
人委規則	鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則(25)(任用課).....	1
	職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則(26)().....	2

告 示

鳥取県告示第970号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第73号)第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成16年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開 始 日
鳥取県道路占用規則(昭和52年鳥取県規則第44号)	第10条	道路占用料の減免の申請	平成16年12月6日
鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)	第9条第1項	漁業の許可の申請	〃

人 事 委 員 会 規 則

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第25号

鳥取県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会議事規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、人事委員会の議事に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、人事委員会の議事に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第26号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（臨時的任用の承認の委任） 第4条 職員の任用に関する規則第9条第2号に規定する臨時の職のうち、次に掲げる職への臨時的任用の承認については、各任命権者にその権限を委任する。</p> <p>（1）<u>6月</u>以内に廃止される職 （2）略</p>	<p>（臨時的任用の承認の委任） 第4条 職員の任用に関する規則第9条第2号に規定する臨時の職のうち、<u>次の各号</u>に掲げる職への臨時的任用の承認については、各任命権者にその権限を委任する。</p> <p>（1）<u>4月</u>以内に廃止される職 （2）略</p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。